



公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条2項の規定による任意継続被保険者の保険料算定に係る標準報酬月額について、下記のとおり公告いたします。

記

- ・令和6年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とします。

なお、適用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日とします。

- ① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- ② 令和5年9月末現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額(※)

(※) 令和6年度 標準報酬月額平均 340,000円

⇒令和5年11月29日付 公告：第2023-03号を参照ください

以 上